

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 1 総合政策局海洋政策課の名称及び所掌事務を変更する。(第三十六条及び第四十二条関係)
- 2 住宅局参事官の所掌事務を変更する。(第二百一十一条の二関係)
- 3 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)